

# 住民異動（世帯変更）届について

## 1 届出の受け付け窓口・時間

各窓口センターの平日の開所時間に受付しています。ただし、午後4時30分以降は受付できない場合がございます（他市区町村への問い合わせや、住民基本台帳ネットワークでの確認が必要な場合）。

## 2 お届けができる方 → 本人、または世帯主

《必要なもの》

・届出人の本人確認のための書類・・・**運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証**等

## 3 異動した本人または世帯主がお届けできない場合

本人が自書した委任状を必ず持参して、お届けをしてください。

また、窓口に来庁した方の本人確認もさせていただきますので、**運転免許証、パスポート等**をご持参ください。

※身体の不自由等により委任状を記入できない場合、15歳以下の学齢児のみが異動する場合は中央窓口センター（Tel823-9430）までお問い合わせください。

◎市営住宅や改良住宅、またはコミュニティ住宅にお住まいの方が世帯分離を希望される場合は、まず住宅管理センター（Tel823-9067）にご相談ください。住宅課が世帯分離について許可していなければ、届出を受理できません。

◎委任状は、次の様式をお使いください。委任状に不備があれば、届出を受理できない場合があります。

**※マイナンバーカードの変更手続きについてはこの委任状では手続きできませんので、事前にお問い合わせください。**

（異動者本人が、必ずすべての欄を自書してください。）

## 委任状（世帯変更届用）

高知市長様

委任状を記入した日をご記入ください

令和 年 月 日

私 \_\_\_\_\_ は、

異動者または旧世帯主

（異動者）

（旧氏： \_\_\_\_\_ ）の

異動者が一人でない場合は、全員の氏名をご記入ください

※住民票に旧氏を記載している場合は、必ずご記入ください

（住 所）

マンション・アパート等にお住まいの場合は、建物名と部屋番号までご記入ください

（旧世帯主）

\_\_\_\_\_ から

（新世帯主）

\_\_\_\_\_ への

世帯合併・世帯分離・世帯一部変更・世帯主変更の届出について、下記の代理人

届出の種類に丸をしてください

（代理人住所）

←代理人の住所・氏名も  
異動者本人が記入して  
ください

（代理人氏名）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

に委任します。

※お届けを受理できるのは異動日以降です。

なお、異動日（世帯の変更をした日）は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日です。 事前にお届けを出すことはできません。

本人（旧世帯主）

住所

氏名

印

生年月日

大・昭・平・令 \_\_\_\_\_

年

月

日

電話番号

日中に連絡のとれる電話番号をご記入ください（携帯電話でもかまいません）

※ 必ず [ ] 内のどちらかを○で囲んでください。

異動届と同時に、住民票の取得を

〔 委任します（

通）

・

委任しません

〕